

令和2年度

仕 様 書

業務名

篠路破碎工場可燃物等運搬業務

札幌市環境局環境事業部白石清掃工場

件 名	篠路破碎工場可燃物等運搬業務	
業 務 目 的	本業務は、篠路破碎工場から排出される可燃物等を、安全かつ速やかに指定する工場または処理場まで運搬を行うものである。	
業務対象施設 及 び	積込場所	： 篠路破碎工場（札幌市北区篠路町福移 153 番地） 荷降し場所【予定日数】：
履 行 場 所	○ 白石清掃工場（札幌市白石区東米里 2170-1 番地）	【246 日】
	○ 発寒清掃工場（札幌市西区発寒 15 条 14 丁目）[フロン製品等]	【2 日】
	○ 山本処理場（札幌市厚別区厚別町山本 1065 他） [不燃]	【0 日】
履 行 期 間	令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 3 年 3 月 31 日まで	
施 設 概 要	篠路破碎工場 破碎処理能力：回転式破碎機 = 100 t / 日 (実負荷 50 t / 日) ：剪断式破碎機 = 50 t / 日	

1 一般事項

- (1) この業務は、契約書、本業務仕様書によるほか、財団法人建築保全センター発行の「建築保全業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）の平成 30 年版の「第 1 編 一般共通事項」を準用して履行するものとする。ただし、「施設管理担当者」については「担当職員」と置き換える。
- (2) 業務履行上の委託者との協議や書類提出等は、原則として本市が指定する担当職員経由で行うものとする。
- (3) 業務履行に当たっては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じて、環境負荷の低減に努めること。
- (4) この業務履行に必要な光熱水費は共通仕様書 1.2.3(a)によるが、その量は最低限とし、節約に努めること。

2 業務仕様及び条件

- (1) 本業務が行う運搬物の性状及び運搬量は次のとおりである。
粗大ごみ及び木くず、紙くず、繊維くずを破碎して金属を除いた可燃物で、飛散防止のため湿潤化したもの。
運搬物の比重（密度）
年間平均値 : 250 (kg/m³)
予定運搬量 10, 163 t
- (2) 受託者は次の一日の最大排出量（実績値）及び破碎工場内貯留量（設計値）を勘案し、協議の上、破碎工場の稼働に影響を与えないように速やかに搬出するものとする。
ア 最大排出量：可燃物等 100 t 程度
イ 工場内貯留量：破碎処理前で約 130 t

- (3) 業務時間は、午前8時30分から午後5時までとする。（但し、山本処理場は午後4時までであるため、4時以降は委託者の指示に従い、白石清掃工場または発寒清掃工場に運搬する。）
- (4) 業務期間は次のとおりとするが、事故発生等の場合は、担当職員と協議の上変更を行う。
- ア 月曜日から土曜日、ただし工場整備期間（令和2年度は9月1日～11月15日を予定）及び1月1日～1月3日を除いた日とする。
- イ 年末年始期間及び工場整備期間の日程については、別途通知する。
- (5) 運搬車両の仕様は次のとおりとする。
- ア 最大積載量7トン以上のダンプトラックとし、荷台は飛散防止のための天蓋装置を備え、水分等の漏洩対策を施した深荷台とし、16（m³）程度の積荷を飛散させることなく運べる機能を持つこと。ただし、業務期間を通じて運搬能力及び機能がこれと同等以上であると発注者が認めた場合は、この限りではない。
- イ 車両に受託者の会社名が明示されていること。
- ウ 可燃物等積込ホッパー（床高約3.43m）に接触しない車高であること。
- (6) 業務履行に当たっては業務責任者を定め、共通仕様書によるほか、次の業務を行わせること。
- ア 業務履行に当たっては、業務担当者に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の主旨、目的を周知すること。
- イ 「道路交通法 第74条の3」に基づく「安全運転管理者」に「貨物自動車運転事業法第18条」に基づく「運行管理者」に準じた業務を行わせ、その状況を管理すること。
- ウ 使用車両に有効な免許を有している者に運転業務を行わせること。また、「安全運転管理者」と協力して、運転に携わる業務担当者の飲酒、薬物の使用、睡眠、休息の状況及び体調について十分な管理を行うとともに、運転免許が失効中の者が本業務に携わることがないようにすること。
- (7) 可燃物等の積込場所は篠路破碎工場ホッパー室、荷下ろし場所は清掃工場の焼却ステージ、または埋め立て処理場の指定場所とする。
- ア 積込は破碎工場側で行うものとし、ホッパー操作員の指示により運搬車両の移動や天蓋装置の操作等を行うこと。
- イ 積込作業後のホッパー室の床清掃、積荷の均し作業等については、受託者側で行うこと。
- ウ 搬出に当たっては、荷崩れや漏水等の恐れがないことを確認するとともに、それらが確認された場合は、対策を講じてから搬出を行うこと。
- エ 清掃工場に搬入する際に、計量所にて運搬車両の車両総重量を確認すること。その時、IDカード（運搬車両ごとに貸与する磁気カードで、施設名称、運搬物の種類、車両番号、積載前の車両総重量などのデータを記録したもの）を使用して積載量の計量を行い、「計算書兼領収書」を受領すること。
- オ 運搬経路は、道路交通法等による規制を順守した合理的な経路とし、本業務のダンプトラックの通行に適さない私道、スクールゾーン及び幅員が狭い道については、通行を禁止する。

なお、通常通行する経路については、事前に承認を得ること。

- カ 運搬に当たって、タイヤに付着した泥などで道路を汚損しないように注意すること。
- キ 清掃工場に運搬する際は、車両2台同時で運搬し、荷下ろし場所にて互いに安全誘導を行うか、1台で運搬する場合は運転助手を同乗させて安全誘導を行うこと。

また、荷下ろしに当たっては、積載物を完全に降ろし、荷台を走行可能な状態に戻したことと確認すること。

- (8) 車両走行の際は、荷物の飛散・落下等の事故が起きないよう事前点検を行うこと。
- (9) 事故等で運搬経路や運搬先が変わるのは、担当職員と協議して対応すること。
- (10) 業務履行中に事故・災害が起きたときは、被害拡大の抑制に努め、関係機関への連絡を行い、その後速やかに状況、経過の報告を行うこと。

3 業務の延長

繁忙期又は臨時的に対応の必要がある場合等、委託者が必要と認めるときは、延長業務として、業務時間以外の時間帯及び従事日以外の日に業務を指示することがある。業務の指示は延長業務指示書により行う。道路状況等で受託者が延長の必要があると判断した場合は、担当職員と協議して対応すること。

- (1) 受託者は延長業務完了後に所定の検査を受けること。
- (2) 業務の種類は以下の通りとする。延長業務における一人あたりの時間単価は契約書に示す。
 - ・ 延長業務：可燃物等の運搬について、午後5時を超過して行う業務。
- (3) 延長業務は日ごとに「人数×時間数」により延べ時間を算出する。また、延べ時間の集計は月単位に行うこととし、30分以上の端数が生じた場合は整数時間単位に切り上げる。また、各々の集計金額に円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

4 運搬量の算定

運搬量の集計については、トン単位で月毎に行うこととし、小数点以下を四捨五入して計上する。単位重量当たりの運搬単価については契約書に示す。

5 受託者の経費負担範囲

本業務履行に必要な以下の一切の経費

- (1) 雇用に係るもの
- (2) 車両及び油脂等に係るもの
- (3) 事務用品等に係るもの

6 提出書類

業務履行に当たっては、次の書類を速やかに提出すること。

(1) 業務着手時

- | | |
|--------------------------------|---------------------|
| ア 業務責任者等指定通知書 | } 紹じて割印を押したもの
2部 |
| イ 業務責任者等経歴書 | |
| ウ 使用車両の車両検査証等の写し | |
| エ 職員の雇用関係を証明できる書類
(保険証の写し等) | |

- オ 運搬経路図 2部

(2) 業務期間中

- | | |
|---------------|--------------|
| ア 計算書兼領収書（写し） | 1部 |
| イ 業務完了届（各月） | 2部（翌月初め） |
| ウ 運搬実績報告書（各月） | 2部（翌月初め） |
| エ 既提出書類の変更届 | 当初提出部数（速やかに） |

(3) 業務完了時（3月）

- | | |
|-----------|----|
| ア 業務完了届 | 2部 |
| イ 運搬実績報告書 | 2部 |

(4) その他

その他業務期間中に本市が適正な業務履行確認のため、特に必要と認めた書類

7 その他

(1) 環境負荷低減

業務履行に当たっては「1一般事項（3）」の環境負荷低減に努めるため、次の事項等を遵守すること。

- | |
|-----------------------|
| ア 環境に負荷の少ない車両の使用 |
| イ 環境に負荷の少ない運転 |
| a 急発進、急加速、空ふかしの禁止 |
| b タイヤの適正な空気圧及び経済速度の励行 |
| c 不必要な積載物の抑制 |

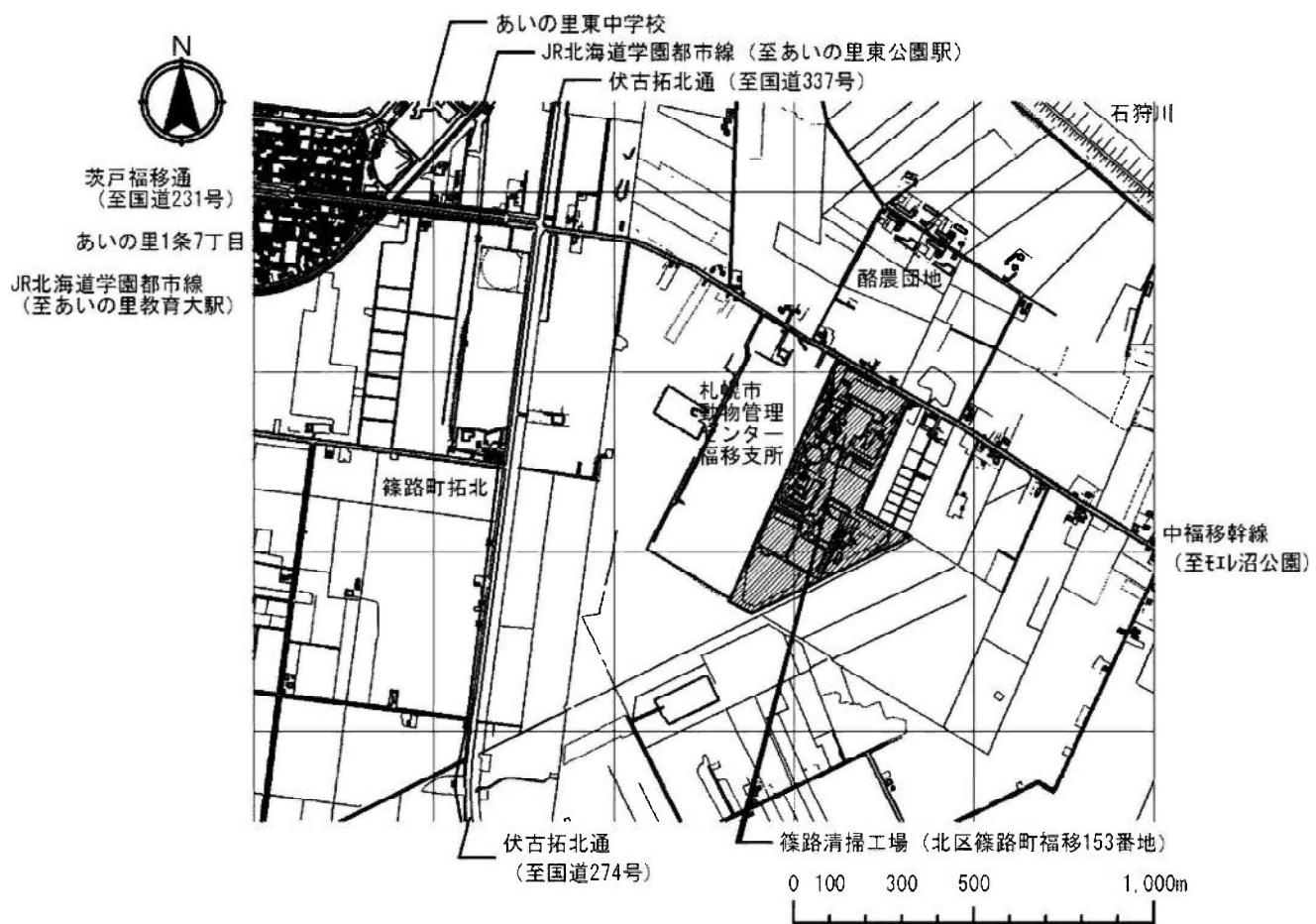
(2) アイドリングストップの励行による燃料消費の抑制

- | |
|------------------------------|
| ア 自動車を離れる場合のエンジンの停止 |
| イ 長時間の駐停車時のエンジンの停止 |
| ウ 必要以上の暖気運転、冷暖房のためのアイドリングの抑制 |

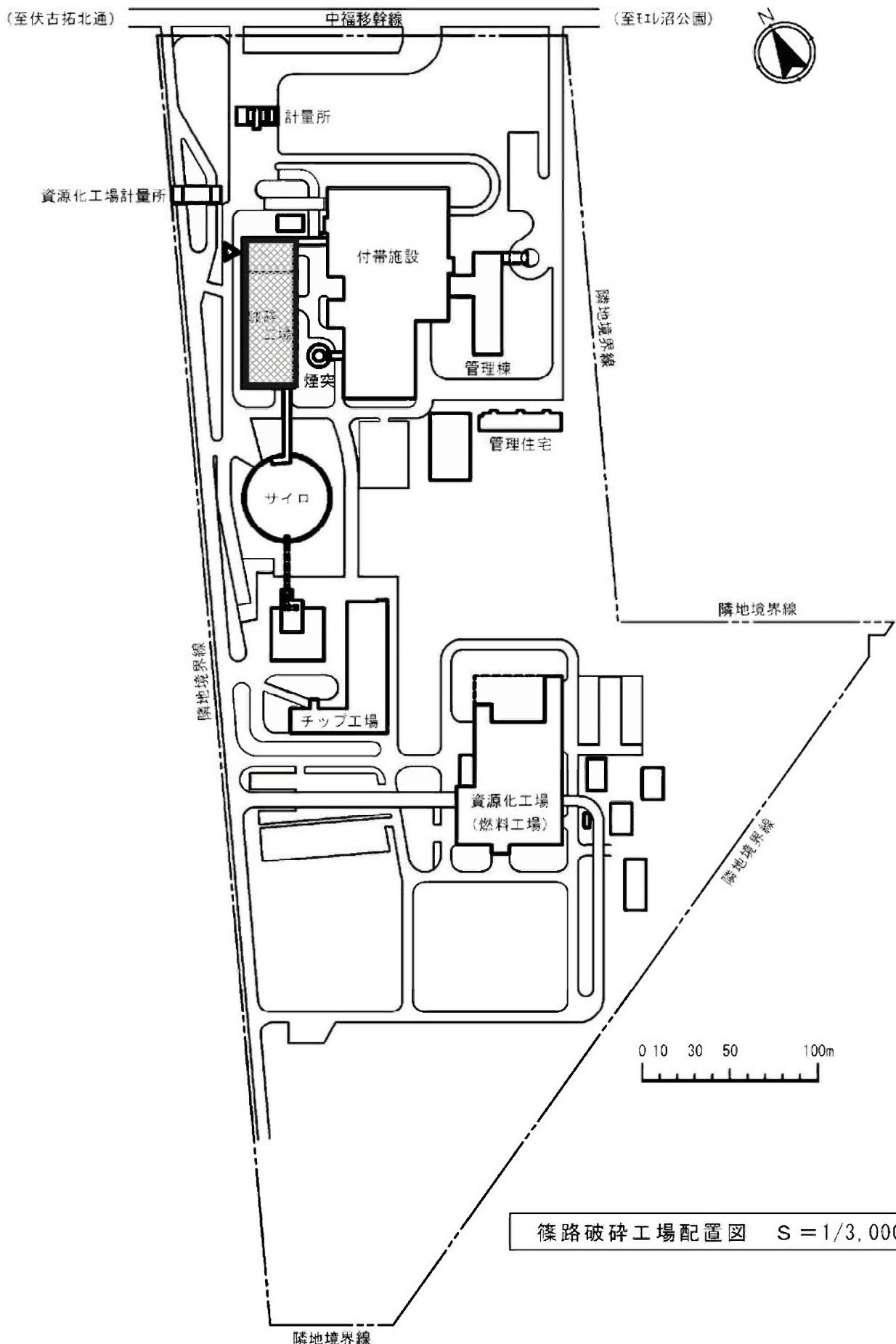
(3) 篠路破碎工場または他工場の定期整備期間の変更または増減等により、業務量が著しく増加することが見込まれる場合には、別途協議する。

(4) 工場敷地内における喫煙は禁止とする。

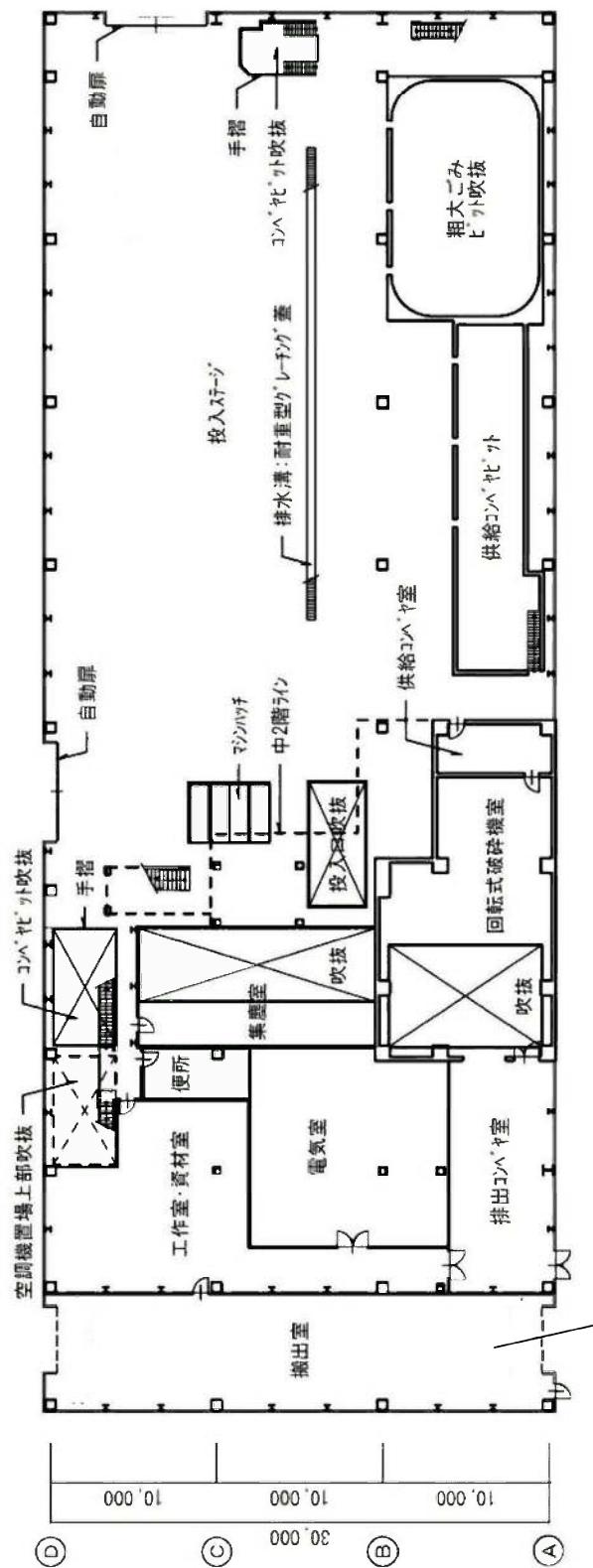
(5) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者が協議してこれを定める。



篠路破碎工場位置図 S = 1/20,000



破碎工場 1階平面図



積み込み場所 【搬出室】